

件名

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正し、令和五年三月三十一日から適用する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

〔第一章～第四章 略〕

第五章 信用リスクの内部格付手法

〔第一節・第二節 略〕

第三節 信用リスク・アセットの額の算出

〔第一款～第七款の二 略〕

第八款 その他資産等（第一百五十六条～第一百五十六条の六）

第四節 最低要件

〔第一款～第八款 略〕

第九款 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレ

ポ形式の取引及び信用取引その他これに類する

海外の取引に対するエクスボージャー変動額推

計モデルの使用（第二百一十七条～第二百二十三

条）

〔第六章～第九章 略〕

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、
当該各号に定めるところによる。

〔一～十八 略〕

十八の二 適格プロテクション提供者 プロテクション提供

改正前

目次

〔第一章～第四章 同上〕

第五章 〔同上〕

〔第一節・第二節 同上〕

第三節 〔同上〕

〔第一款～第七款の二 同上〕

第八款 その他資産等（第一百五十六条～第一百五十六条の

第四節 〔同上〕

〔第一款～第八款 同上〕

第九款 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレ

ポ形式の取引及び信用取引に対するエクスボイ

ジヤー変動額推計モデルの使用（第二百一十七条

～第二百二十三条の二）

〔第六章～第九章 同上〕

附則

（定義）

第一条 〔同上〕

〔一～十八 同上〕

〔号を加える。〕

者のうち、次のイ又はロに掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをいう。

- イ 標準的手法採用行 第百条各号に掲げるもの
ロ 内部格付手法採用行 第五章第四節に規定する最低要件を満たす債務者格付を付与したもの

「十九ヶ九十一 略」

九十二 仮想損益 当日の終業時の市場データを用いて、前日の終業時に保有していたポジションを再評価することによつて生ずる日次の損益（コミッショナ、フリー、日中取引、新規及び変更取引、自己資本比率計算上の取扱いが別途規定されている評価調整並びに普通株式等 Tier 1 資本又は自己資本の額から控除される評価調整を除く。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たして計算したものという。

イ 「略」

ロ 時間価値の影響について、リスク理論損益におけるものと整合的に扱うものであること。
「九十三ヶ百十四 略」

「十九ヶ九十一 同上」
「九十二 同上」

イ 「同上」

ロ 時間価値の影響を含み、リスク理論損益においても整合的に扱うものであること。
「九十三ヶ百十四 同上」

(バンキング勘定への分類基準)

第十一条の四 「略」

2 「略」

3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する銀行持株会社は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

「一・二 略」

「号を削る。」

(勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上)

第十二条の七 銀行持株会社は、勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分と同額を当該勘定間の振替を行った日以後の算出基準日における所要自己資本の額に加算するものとする。

2 銀行持株会社は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定を適用しないことができる。

(バンキング勘定への分類基準)

第十一条の四 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一・二 同上」

三 直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

(勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上)

第十二条の七 銀行持株会社は、前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。

2 銀行持株会社は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定により加算した信用リスク・アセットの額を所要自己資本の額に計上しないことができる。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第十一条の十 内部取引によるバンキング勘定からトレーディ

ング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第十一条の十 「同上」

- 一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行持株会社が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引（第九十六条各号及び第九十八条各号に掲げる条件の全てを満たすヘッジ取引をいう。以下同じ。）を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。
- 二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ トレーディング勘定において、銀行持株会社が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

口 「略」
〔2・3 略〕

（一般金利リスクの内部取引）

第十一条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

「一・二 略」
「号を削る。」

（バンキング勘定への分類基準）

〔2・3 略〕

（バンキング勘定への分類基準）

第二十三条の四 「略」

- 一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行持株会社が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引（第九十六条各号及び第九十八条各号に掲げる条件の全てを満たすヘッジ取引をいう。以下同じ。）を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 「同上」

イ トレーディング勘定において、銀行持株会社が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

口 「同上」
〔2・3 同上〕

（一般金利リスクの内部取引）

第十一条の十一 「同上」

三 内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング・デスクと区分していること。

〔2・3 同上〕

（バンキング勘定への分類基準）

第二十三条の四 「同上」

3 2 「略」

前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する銀行持株会社は、全ての商品をバンкиング勘定に分類するものとする。

「一・二 略」

「号を削る。」

3 2 「同上」

「一・二 同上」

三 直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

(勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上)

第二十三条の七 銀行持株会社は、勘定間の振替を行つた場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分と同額を当該勘定間の振替を行つた日以後の算出基準日における所要自己資本の額に加算するものとする。

2 銀行持株会社は、勘定間の振替を行つた商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定を適用しないことができる。

(勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上)

第二十三条の七 銀行持株会社は、前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行つた場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。

2 銀行持株会社は、勘定間の振替を行つた商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定により加算した信用リスク・アセットの額を所要自己資本の額に計上しないことができる。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第二十三条の十 内部取引によるバンキング勘定からトレーデ

イング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行持株会社が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部へツ

一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行持株会社が第三者であるプロテクション提供者との間で外部へツ

ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ トレーディング勘定において、銀行持株会社が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

口 「略」
〔2・3 略〕

(一般金利リスクの内部取引)

第二十三条の十一 内部取引によるバンкиング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

「一・二 略」
「号を削る。」
〔2・3 略〕

ジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 「同上」

イ トレーディング勘定において、銀行持株会社が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

口 「同上」
〔2・3 同上〕

(一般金利リスクの内部取引)

第二十三条の十一 「同上」

「一・二 同上」

三 内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング

- ・デスクと区分していること。

〔2・3 同上〕

(適格中堅中小企業等向けエクスボージャー及び個人向けエクスボージャー)

第四十五条

標準的手法採用行は、中堅中小企業等向けエクスボージャー又は個人向けエクスボージャーであり、かつ、次に掲げる要件の全てを満たすもの（第三項及び第四十九条第二項において「適格中堅中小企業等向けエクスボージャー又は適格個人向けエクスボージャー」という。）のリスク・ウェイトは、七十五パーセントとすることができる。ただし、債券及び第四節に定めるところにより与信相当額の算出を行うものについては、この限りでない。

一一の債務者（中堅中小企業等（第四十三条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。次項において同じ。）及び個人に限る。次号及び同項において同じ。）に対するエクスボージャー（次に掲げるものを除く。）の額（次節に規定するオフ・バランス取引の与信相当額を含み、かつ、第四節に定めるところにより算出した与信相当額を含まないものであつて、第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。同号において同じ。）を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスボージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。

二 「略」

〔2
　4〕

（自己居住用不動産等向けエクスボージャー）

(適格中堅中小企業等向けエクスボージャー及び個人向けエクスボージャー)

第四十五条 「同上」

一一の債務者（中堅中小企業等（第四十三条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。次項において同じ。）及び個人に限る。以下同じ。）に対するエクスボージャー（次に掲げるものを除く。）の額（次節に規定するオフ・バランス取引の与信相当額を含み、かつ、第四節に定めるところにより算出した与信相当額を含まないものであつて、第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。同号において同じ。）を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスボージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。

二 「同上」

〔2
　4〕

（自己居住用不動産等向けエクスボージャー）

第四十六条 「略」

第四十六条 「同上」

2 「略」

3 前二項の「適格性の要件」とは、次に掲げる要件をいう。

一 抵当権が設定された物件の建設が完了していること。ただし、第一項第一号に該当する自己居住用不動産等向けエクスボージャーについては、この限りでない。

二 抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位以下である場合において、LT_V比率が百以下であるときは、この限りでない。

三・四 「略」

五 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行つたために必要な情報（第三号に規定する債務者の返済能力及び前号に規定する物件の価値の評価に関する情報を含む。）に関する文書が適切に作成されていること。

4 第一項及び前項の「LT_V比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスボージャーの額（第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。以下この条から第四十八条の五までにおいて同じ。）。ただし、抵当権が第二順位以下である場合には、当該エクスボージャーの額に第一先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスボージャーの額を加えた額とする。

第四十六条 「同上」

2 「同上」

3 「号を加える。」

一 抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位である場合において、LT_V比率が百以下であるときは、この限りでない。

二・三 「同上」

四 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行つたために必要な情報（第二号に規定する債務者の返済能力及び前号に規定する物件の価値の評価に関する情報を含む。）に関する文書が適切に作成されていること。

4 「同上」

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスボージャーの額（第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。以下この条から第四十八条の五までにおいて同じ。）。ただし、抵当権が第二順位である場合には、当該エクスボージャーの額に第一先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスボージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

「イ・ロ 略」

5 第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす自己居住用不動産等向けエクスポートージャーのうち、当該自己居住用不動産等向けエクスポートージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLT_V比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

(自己居住用不動産等向けエクスポートージャーの国内基準行の例外)

第四十六条の二 「略」

「略」

3 前条第三項の規定は、国内基準行である標準的手法採用行が前二項の規定により自己居住用不動産等向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第四十六条の二第一項及び第二項」と、同項第二号中「LT_V比率が百以下である」とあるのは「当該自己居住用不動産等向けエクスポートージャーが抵当権により完全に保全されている

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

「イ・ロ 同上」

5 第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす自己居住用不動産等向けエクスポートージャーのうち、当該自己居住用不動産等向けエクスポートージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLT_V比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

(自己居住用不動産等向けエクスポートージャーの国内基準行の例外)

第四十六条の二 「同上」

「同上」

3 前条第三項の規定は、国内基準行である標準的手法採用行が前二項の規定により自己居住用不動産等向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第四十六条の二第一項及び第二項」と、同項第一号中「LT_V比率が百以下である」とあるのは「当該自己居住用不動産等向けエクスポートージャーが抵当権により完全に保全されている

「と読み替えるものとする。

(賃貸用不動産向けエクスポートジヤー)

第四十七条 「略」

2 「略」

3 前二項の「適格性の要件」とは、次に掲げる要件をいう。

一 「略」

二 抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位以下である場合において、LT_V比率が百以下であるときは、この限りでない。

三 「略」

四 信用供与の担保に付されている物件の価値の評価が、第
四十六条第三項第四号イからへまでに掲げる要件の全てを
満たしていること。

五 「略」

4 第一項及び前項の「LT_V比率」とは、第一号に定める額
を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値を
いう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日
時点のエクスポートジヤーの額。ただし、抵当権が第二順位
以下である場合には、当該エクスポートジヤーの額に先順位
及び同順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く
。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時
点のエクスポートジヤーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値

「と読み替えるものとする。

(賃貸用不動産向けエクスポートジヤー)

第四十七条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位
である場合において、LT_V比率が百以下であるときは
、この限りでない。

三 「同上」

四 信用供与の担保に付されている物件の価値の評価が、第
四十六条第三項第三号イからへまでに掲げる要件の全てを
満たしていること。

五 「同上」

4 「同上」

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日
時点のエクスポートジヤーの額。ただし、抵当権が第二順位
である場合には、当該エクスポートジヤーの額に第一順位及
び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く
。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時
点のエクスポートジヤーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値

を前項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

【イ・ロ 略】

5 第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす賃貸用不動産向けエクスポートージャーのうち、当該賃貸用不動産向けエクスポートージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLTV比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

(事業用不動産関連エクスポートージャー)

第四十八条 【略】

2 【略】

3 第四十七条第三項の規定は、標準的手法採用行が前二項の規定により事業用不動産関連エクスポートージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第四十八条第一項及び第二項」と、同項第一号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と、同項第二号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と、「百」とあるのは「八十」と読み替えるものとする。

を前項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

【イ・ロ 同上】

5 第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす賃貸用不動産向けエクスポートージャーのうち、当該賃貸用不動産向けエクスポートージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLTV比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

(事業用不動産関連エクスポートージャー)

第四十八条 【同上】

2 【同上】

3 第四十七条第三項の規定は、標準的手法採用行が前二項の規定により事業用不動産関連エクスポートージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第四十八条第一項及び第二項」と、同項第一号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と、同項第二号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と、「百」とあるのは「八十」と読み替えるものとする。

が第一順位」と、「抵当権が第二順位」とあるのは「担保権

第一項及び前項において準用する第四十七条第三項の「LT
TV比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスボージャーの額。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスボージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスボージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第四十七条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

〔イ・ロ 略〕

第三項において準用する第四十七条第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす事業用不動産関連エクスボージャーのうち、当該事業用不動産関連エクスボージャーに対する標準的手法採用行の抵当権その他の担保権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLT
TV比率が六十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスボージャーの額。ただし、抵当権が第二順位及ある場合には、当該エクスボージャーの額に第一順位及び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスボージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第四十七条第三項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

〔イ・ロ 同上〕

第三項において準用する第四十七条第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす事業用不動産関連エクスボージャーのうち、当該事業用不動産関連エクスボージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLT
TV比率が六十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

「百」とあるのは「八十」と読み替えるものとする。

ることを要しない。

(その他不動産関連エクスポートージャー)

第四十八条の二 第四十一条及び第四十二条から第四十五条までの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす不動産の建設、取得、増改築その他の不動産関連費用又は運用を目的とするエクスポートージャーであつて、適格性の要件の全てを満たすもの（次項において「その他不動産関連エクスポートージャー」という。）のリスク・ウェイトは、六十パーセントとすることができる。

一 「略」

二 信用供与の目的とする不動産に抵当権その他の担保権が設定されていること。

三 「略」

2 第四十七条第三項（第二号を除く。）の規定は、標準的手法採用行が前項の規定によりその他不動産関連エクスポートージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第四十八条の二第一項」、同項第一号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号の「LT_V比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日

(その他不動産関連エクスポートージャー)
第四十八条の二 「同上」

一 「同上」

二 信用供与の目的とする不動産に抵当権が設定されていること。

三 「同上」

2 第四十七条第三項の規定は、標準的手法採用行が前項の規定によりその他不動産関連エクスポートージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第四十八条の二第一項」と、同項第二号中「抵当権が第二順位である場合におけるLT_V比率が百以下であるときは」とあるのは「抵当権が第二順位である場合は」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号及び前項において読み替えて準用する第四十七条第三項の「LT_V比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日

時点のエクスボージャーの額。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスボージャーの額に第一順位及び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスボージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第四十七条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

〔イ・ロ 略〕

（ADC向けエクスボージャーの例外）

第四十八条の四
〔略〕

2 第四十七条第三項（第一号及び第二号ただし書を除く。）の規定は、標準的手法採用行が前項の規定によりADC向けエクスボージャーのリスク・ウェイトを適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第四十八条の四第一項」と読み替えるものとする。

時点のエクスボージャーの額。ただし、抵当権が第二順位である場合には、当該エクスボージャーの額に第一順位及び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスボージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第四十七条第三項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

〔イ・ロ 同上〕

（ADC向けエクスボージャーの例外）

第四十八条の四
〔同上〕

2 第四十七条第三項（第一号及び第二号ただし書を除く。）の規定は、標準的手法採用行が前項の規定によりADC向けエクスボージャーのリスク・ウェイトを適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第四十八条の四第一項」と、同項第二号中「こと」と「」と読み替えるものとする。

率が百以下であるときは、この限りでない」とあるのは「こと」と読み替えるものとする。

(国内基準行におけるLT_V比率算出の特例)

第四十八条の五 第四十六条第四項及び第四十七条第四項の規定にかかわらず、国内基準行である標準的手法採用行は、第四十六条第一項、第三項及び第五項並びに第四十七条第一項、第三項及び第五項のLT_V比率に代えて、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値を用いることができる。ただし、国内基準行である内部格付手法採用行が第二十五条第四項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一 第四十六条第一項又は第四十七条第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスボージャーの額。ただし、抵当権が第二順位以下である場合には、当該エクスボージャーの額に先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスボージャーの額を加えた額とする。

二 担保に付された物件の価値を第四十六条第三項第四号又は第四十七条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当ときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を

(国内基準行におけるLT_V比率算出の特例)

第四十八条の五 第四十六条第四項、第四十七条第四項、第四十八条第四項及び第四十八条の二第三項の規定にかかわらず、国内基準行である標準的手法採用行は、第四十六条第一項、第三項及び第五項、第四十七条第一項、第三項及び第五項のLT_V比率に代えて、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値を用いることができる。ただし、国内基準行である内部格付手法採用行が第二十五条第四項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一 第四十六条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十八条の二第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスボージャーの額。ただし、抵当権が第二順位である場合には、当該エクスボージャーの額に第一順位及び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスボージャーの額を加えた額とする。

二 担保に付された物件の価値を第四十六条第三項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を

合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

上方修正することができるものとする。

2||

「イ・ロ 略」

「イ・ロ 同上」
〔項を加える。〕

第四十八条第四項及び第四十八条の二第三項の規定にかかる
わらず、国内基準行である標準的手法採用行は、第四十八条
第一項、同条第三項において準用する第四十七条第三項及び
第四十八条第五項並びに第四十八条の二第一項第三号のLT
V比率に代えて、第一号に定める額を第二号に定める額で除
して得た割合を百分率で表した値を用いることができる。た
だし、国内基準行である内部格付手法採用行が第二十五条第
四項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の
額を算出する場合は、この限りでない。

一 第四十八条第一項又は第四十八条の二第一項に定めるリ
スク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスボージ
ャーの額。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下
である場合には、当該エクスボージャーの額に先順位及び
同順位の抵当権その他の担保権の設定者（標準的手法採用
行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された
算出基準日時点のエクスボージャーの額を加えた額とする
。

二 担保に付された物件の価値を第四十七条第三項第四号に
掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合にお
いて、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正
するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を
上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

(S A—C C R)

第五十七条の二一 [略]

2 [略]

3 前項のボラティリティ調整率 (H) は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一 [略]

1 マージン・アグリーメントを締結したる場合

$$H = H_{10} \times \sqrt{\frac{MPOR}{10}}$$

(S A—C C R)

第五十七条の二一 [回上]

2 [回上]

1 [回上]

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間 (マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。)

[4～18 略]

(計算方法)

第八十二条 標準的手法採用行は、前条の条件を満たし、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取

(計算方法)

第五十七条の二一 [回上]

2 [回上]

1 [回上]

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間 (マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。)

[4～18 番上]

(計算方法)

第八十二条 [回上]

引及ぼ信用取引の取り扱い額や海外の取引による取扱
ネッティング繰約の効果を勘案する場合にせ、信用リスク削
減手法適用後はクレジット・ヘッジ額を次の算式によつ算出する
。

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + 0.4 \times \text{ネット} \cdot \text{エクスポート} \cdot \text{ジャージャー} + \\ 0.6 \times (\text{グロス} \cdot \text{エクスポート} \cdot \text{ジャージャー} / \sqrt{N}) + \Sigma (E_{fx} \\ \times H_{fx})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これ
に類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポート
ジャージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これ
に類する海外の取引において相手方に提供している資産の
時価の合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これ
に類する海外の取引において相手方から受領している資産
の時価の合計額

ネット・エクスポートジャージャーは、 $\Sigma (E_s \times H_s)$ により算出さ
れる額の絶対値

グロス・エクスポートジャージャーは、 $\Sigma (E_s \times |H_s|)$ により算出
される額

\sqrt{N} は、ネットティング・セットに含まれる証券の数を指すNの
平方根（ただし、Esがネットティング・セット内の最大の
Esの値の十パーセント未満の証券は、Nの数に含めない。
）

Esは、証券ごとのネット・ポジションの時価の絶対値
Hsは、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が正の

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + 0.4 \times \text{ネット} \cdot \text{エクスポート} \cdot \text{ジャージャー} + \\ 0.6 \times (\text{グロス} \cdot \text{エクスポート} \cdot \text{ジャージャー} / \sqrt{N}) + \Sigma (E_{fx} \\ \times H_{fx})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これ
に類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポート
ジャージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これ
に類する海外の取引において相手方に提供している資産の
時価の合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これ
に類する海外の取引において相手方から受領している資産
の時価の合計額

ネット・エクスポートジャージャーは、 $\Sigma (E_s \times H_s)$ により算出さ
れる額の絶対値

グロス・エクスポートジャージャーは、 $\Sigma (E_s \times |H_s|)$ により算出
される額

\sqrt{N} は、ネットティング・セットに含まれる証券の数を指すNの
平方根（ただし、Esがネットティング・セット内の最大の
Esの値の十パーセント未満の証券は、Nの数に含めない。
）

Esは、証券ごとのネット・ポジションの時価の絶対値
Hsは、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が正の

場合にあっては当該証券に適用すべきボラティリティ調整率、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が負の場合にあっては当該証券に適用すべきボラティリティ調整率にマイナスを乗じた値

|Hs|は、Hsの絶対値

Efxは、通貨ごとのネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値

Hfxは、エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

(支給取引によるくレジ効果の反映)

第一百一条 第十一条の十又は第二十三条の十の規定により標準的手法採用行の保有するエクスポージャー（マークシット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）にクレジット・デリバティイブ（保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップ及びトータル・リターン・スワップに限る。）を用いた内部取引によるくレジ効果を反映する場合には、当該クレジット・デリバティイブによる信用リスク削減効果を当該エクスポージャーのうちくレジ効果が反映される部分について勘案することができる。

2 第十一条の十三第五項又は第二十三条の十三第五項の規定により標準的手法採用行の第五十七条第一項に規定する派生商品取引の与信相当額にクレジット・デリバティイブ（保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップに限る。）を用いた内部取引をくレジ手段として

場合にあっては当該証券に適用すべきボラティリティ調整率、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が負の場合にあっては当該証券に適用すべきボラティリティ調整率にマイナスを乗じた値

|Hs|は、Hsの絶対値

Efxは、通貨ごとのネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値

Hfxは、エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

(支給くレジの扱い)

第一百一条 標準的手法採用行がマークシット・リスク相当額の算出対象とやれているクレジット・デリバティイブを当該標準的手法採用行の保有するHクスボージャー（マークシット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）に対する信用リスク削減手法として用いる場合、当該標準的手法採用行は、前条に該当する第三者が信用リスク削減手法により当該クレジット・デリバティイブの信用リスクを負担している場合に限り、当該クレジット・デリバティイブによる信用リスク削減効果を勘案することができる。この場合において、当該標準的手法採用行は、当該エクスボージャーについて第三者から信用リスク削減効果の提供を受けているものとして扱うものとする。

2 前項に規定する場合であつて、マークシット・リスク相当額を算出する対象となつているクレジット・デリバティイブによ

て利用する場合には、当該クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を当該与信相当額のうちヘッジ効果が反映される部分について勘案することができる。

3

第一項に規定する場合において、標準的手法採用行は、マーケット・リスク相当額を算出する対象となつているクレジット・デリバティブについてマーケット・リスク相当額を算出することを要しない。

3

（計算方法）

第一百二条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合（前条に規定する場合を除く。）には、標準的手法採用行は、エクスボージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分（第九十九条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。）について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第三十四条第二項、第三十六条第一項、第三十八条の二第一項、第三十九条第一項及び第四十条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用行の保有するエクスボージャーが円建てで調達されたものであるヤーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

2|| 前条に規定する場合には、標準的手法採用行は、ヘッジ効果が反映される部分の額と当該クレジット・デリバティブの想定元本の額とを相殺することができる。

〔項を加える。〕

(免責額の扱い)

第一百三条 標準的手法採用行が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者（第一百一条に規定する場合にあつては、第三者である適格プロテクション提供者。次条、第五百五条及び第一百八条第二号イにおいて同じ。）が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用行は、当該水準に相当する額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(残存期間の定義)

第一百八条 標準的手法採用行は、信用リスク削減手法を使用する場合には、次の各号の規定に従い、エクスボージャーの残存期間及び信用リスク削減手法（第一百一条に規定する場合にあつては、内部取引のポジションを完全に相殺する外部ヘッジ取引又は外部CVAヘッジ取引。以下この款において同じ。）の残存期間とともに保守的な値とするものとする。

一 「略」

二 信用リスク削減手法の残存期間（前号に規定する場合において、当該標準的手法採用行の利用する信用リスク削減

手法が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものであり、かつ、猶予期間を考慮しない場合のエクスボージャーの最終支払期日において当該延長を行い得るものであるとき

(免責額の扱い)

第一百三条 標準的手法採用行が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用行は、当該水準に相当する額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(残存期間の定義)

第一百八条 標準的手法採用行は、信用リスク削減手法を使用する場合には、次の各号の規定に従い、エクスボージャーの残存期間及び信用リスク削減手法（第一百一条に規定する場合にあつては、内部取引のポジションを完全に相殺する外部ヘッジ取引又は外部CVAヘッジ取引。以下この款において同じ。）の残存期間とともに保守的な値とするものとする。

一 「同上」

二 「同上」

は、信用リスク削減手法の残存期間は、猶予期間を含むものとして扱うことができる。）は、原則として、イ及びロに定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れたうえで最短の残存期間を用いるものとする。

イ 信用リスク削減効果（第一百一条に規定する場合にあつては、内部取引のポジションを完全に相殺する外部ヘッジ取引又は外部CVAヘッジ取引によるヘッジ効果。ロにおいて同じ。）を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合には、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

ロ [略]

（事業法人等向けエクスポートージャーのLGD）

第一百三十四条 [略]

[2～5 略]

6 第二項及び第三項の規定にかかわらず、担保資産の区分に応じて前項各号に規定する運用要件を満たす複数の担保が事業法人等向けエクスポートージャーに設定されている場合は、次の算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

$$LGD^{**} = LGD_U \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - \sum_i E_{Si}}{E \cdot (1 + H_E)} + \sum_i LGD_{Si} \cdot \frac{E_{Si}}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD^{**}は、複数の担保の信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDをいう。

イ 信用リスク削減効果を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合、残存期間は当該

終了が可能となる最初の期日までとする。

ロ [回上]

（事業法人等向けエクスポートージャーのLGD）

第一百三十四条 [回上]

[2～5 同上]

$$LGD^{**} = LGD_U \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - \sum_i E_{Si}}{E \cdot (1 + H_E)} + \sum_i LGD_{Si} \cdot \frac{E_{Si}}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD^{**}は、複数の担保の信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDをいう。

i は、設定された担保の担保資産の区分をいい、適格金融資産担保、適格債権担保、適格不動産担保又は適格その他資産担保をいう。

LGD_{S_i} は、設定された担保の担保資産の区分に応じ、第四項の規定により設定されるLGDsをいう。

E_{S_i} は、設定された担保の担保資産の区分に応じ、 $C \cdot (1 - H_C - H_{fx})$ により計算される値をいう。ただし、 $\sum_i E_{S_i}$ が $E \cdot (1 + H_E)$ を上回る場合にあっては、 $\sum_i E_{S_i}$ が $E \cdot (1 + H_E)$ と等しくなるよう、当該担保の担保資産の区分に応じて算出される $C \cdot (1 - H_C - H_{fx})$ を上限として値を調整するものとする。

7 [笠]

前項の規定にかかる限り、先進的内部格付け手法を適用した場合の額の算式及び期待損失の算式に用いる直行推計したLGDの額を、次の算式による算出した使用リスク削減手数の反映を織入した値とする。
$$LGD_{floor} = LGD_U_{floor} \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - E_S}{E \cdot (1 + H_E)} + LGD_S_{floor} \cdot \frac{E_S}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD_{floor} は、信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDの自行推計値の下限をいう。

LGD_U_{floor} は、二十五パーセント

LGD_S_{floor} は、次項の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表において設定される値をいう。

i は、設定された担保の担保資産の区分をいい、適格金融資産担保、適格債権担保、適格不動産担保又は適格その他資産担保をいう。

LGD_{S_i} は、設定された担保の担保資産の区分に応じ、第四項の規定により設定されるLGDsをいう。

E_{S_i} は、設定された担保の担保資産の区分に応じ、 $C \cdot (1 - H_C - H_{fx})$ により計算される値をいう。ただし、 $\sum_i E_{S_i}$ が $E \cdot (1 + H_E)$ を上回る場合にあっては、 $\sum_i E_{S_i}$ が $E \cdot (1 + H_E)$ と等しくなるよう、当該担保の担保資産の区分に応じて算出される $C \cdot (1 - H_C - H_{fx})$ を上限として値を調整するものとする。

7 [匡4]

8 [匡4]

事業法人向け日本クレジットカードに適格金融資産担保又は適格資産担保が設定され、先進的内部格付け手法採用行は、前該日本クレジットカードの使用リスク・アセシスの額の算式及び期待損失の算式に用いる直行推計したLGDの額を、次の算式による算出した使用リスク削減手

$$LGD_{floor} = LGD_U_{floor} \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - E_S}{E \cdot (1 + H_E)} + LGD_S_{floor} \cdot \frac{E_S}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD_{floor} は、信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDの自行推計値の下限をいう。

LGD_U_{floor} は、二十五パーセント

LGD_S_{floor} は、次項の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表において設定される値をいう。

(内部取引によるヘッジ効果の反映)

第一百五十六条の六 第百一条、第二百二条第二項、第三百三十三条から第一百六条まで及び第二百八条から第二百十条までの規定は、内部格付手法採用行について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第二百一条第二項中「第五十七条第一項」とあるのは「第二百三十五条第七項又は第二百四十三条第五項において準用する第五十七条第一項」と読み替えるものとする。

〔条を加える。〕

(デフォルトの定義)

第二百八十三条 「略」

2 「略」

3 デフォルト事由が生じたエクスボージャーについて、デフォルト事由が解消されたと認められる場合には、内部格付手法採用行は、当該エクスボージャーに対してデフォルトしていない債権としての債務者格付を付与し、先進的内部格付手法採用行は、LGD及びEADを推計するものとする。

4 前項のエクスボージャーについて再度デフォルト事由が生じた場合には、内部格付手法採用行は新たにデフォルト事由が生じたものとして扱うものとする。

5 「略」

(データの抽出に関する要件)

(データの抽出に関する要件)

(デフォルトの定義)

第二百八十三条 「同上」

2 「同上」

3 デフォルト事由が生じたエクスボージャーについて、デフォルト事由が解消されたと認められる場合は、内部格付手法採用行は、当該エクスボージャーに対してデフォルトしていない債権としての債務者格付を付与し、先進的内部格付手法採用行は、LGD及びEADを推計するものとする。

4 前項のエクスボージャーについて再度デフォルト事由が生じた場合は、内部格付手法採用行は新たにデフォルト事由が生じたものとして扱うものとする。

5 「同上」

第一百八十九条 「略」

〔2・3 略〕

4 推計に用いる手法は、抽出標本以外のデータによるテストで良好な成績を収めたものとする。

(損失の定義)

第一百九十三条 内部格付手法採用行は、LGDを推計するに当たり、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

〔一・二 略〕

三 当該内部格付手法採用行の回収に関する能力が勘案されていること。ただし、回収率に及ぼす影響について実証的な裏付けが十分でない場合には、内部格付手法採用行は、回収の能力に基づくLGDの調整を保守的に行うものとする。

(保証による信用リスク削減効果の勘案)

第一百九十七条 先進的内部格付手法採用行は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポートについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合には、当該先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポートのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポートに適用されるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

〔2・4 略〕

第一百八十九条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 推計に用いる手法は、抽出標本以外のデータによるテストで良好な成績を収めたものでなければならない。

(損失の定義)

第一百九十三条 「同上」

〔一・二 同上〕

三 当該内部格付手法採用行の回収に関する能力が勘案されていること。ただし、回収率に及ぼす影響について実証的な裏付けが十分でない場合には、内部格付手法採用行は、回収の能力に基づくLGDの調整を保守的に行うものとする。

(保証による信用リスク削減効果の勘案)

第一百九十七条 先進的内部格付手法採用行は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポートについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合には、当該先進的内部格付手法を適用できる事業法人向けエクスポートのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポートに適用されるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

〔2・4 同上〕

第九款

法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に対するエクスポートジヤー変動額推計モデルの使用

第九款

法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引及び信用取引に対するエクスポートジャーモデルの使用

第二百七十七条 内部格付手法採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合又は内部モデル方式採用行である場合には、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、エクスポート・ジャーニー変動額推計モデル（法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、債券の価格のボラティリティと相関を勘案し、バリュー・アツト・リスクと同様の方法を用いてエクスポート・ジャーニー変動額（複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引におけるネッティング後のエクスポート・ジャーニーの変動額をいう。以下この款において同じ。）を推計するモデルをいう。以下同じ。）を使用して信用リスク削減手法適用後エクスポート・ジャーニー額を算出することができる。ただし、エクスポート・ジャーニー変動額推計モデルを使用する場合には、金融庁長官による承認の取消しがあつた場合を除き、これを継続して使用するものとする。

2

第二百七十七条 内部格付手法採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合又は内部モデル方式採用行である場合には、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引について、エクスボージャー変動額推計モデル（法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引について、債券の価格のボラティリティと相関を勘案し、バリュー・アット・リスクと同様の方法を用いてエクスボージャー変動額（複数のレポ形式の取引及び信用取引におけるネッティング後のエクスボージャーの変動額をいう。以下この款において同じ。）を推計するモデルをいう。以下同じ。）を使用して信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額を算出することができる。ただし、エクスボージャー変動額推計モデルを使用する場合には、金融庁長官による承認の取消しがあつた場合を除き、これを継続して使用するものとする。

(エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準)
第二百二十条　〔略〕

(エクスポート・ジャーニー変動額推計モデルの承認の基準
第二百二十条 「同上」

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

〔一～十 略〕

十一 取締役会等は、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に係る取引相手方の信用リスクの管理に積極的に関与し、適切な経営資源を投入すること。

〔十二～十五 略〕

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 「略」

二 取引対象資産の保有期間（エクスポート・ジャーメント額の推計値を算出する際に、当該取引対象資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この款において同じ。）が、次のイ又はロに掲げる取引の区分に応じ、当該イ又はロに定める営業日以上であること。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの

五 営業日

ロ イに掲げる取引以外の取引 十 営業日

〔三～五 略〕

4 推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑みて必要と認められる場合は、保有期間を前項第二号に規定する営業日よりも長い期間とするものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に最低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたネッティング・セットは、次の連続する二の四半期の間は、当該最低保有期間に二十営業日を適用するものとする。

2 「同上」

〔一～十 同上〕

十一 取締役会等は、レポ形式の取引及び信用取引に係る取引相手方の信用リスクの管理に積極的に関与し、適切な経営資源を投入すること。

〔十二～十五 同上〕

3 「同上」

一 「同上」

二 取引対象資産の保有期間（エクスポート・ジャーメント額の推計値を算出する際に、当該取引対象資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この款において同じ。）が、五営業日以上であること。

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔三～五 同上〕

4 推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑みて必要と認められる場合は、保有期間を五営業日よりも長い期間とするものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの及びその他資本市場取引に該当する取引を含むネッティング・セット（いづれか一方の取引のみを含むネッティング・セットを除く。）については、保有期間を十営業日とする。ただし、当該ネッティング・セットについて算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、最低保有期間を超える清算期間を要する場合が三

回以上生じたときは、次の連續する二つの四半期の間は、当該最低保有期間に二十営業日を適用するものとする。

(計算方法)

第二百二十二条 内部格付手法採用行は、エクスボージャー変動額推計モデルを用いる場合には、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他のに類する海外の取引について、信用リスク削減手法適用後のエクスボージャー額を次用後のエクスボージャー額を次の算式により算出するものとす。

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + (\text{算出基準日の前営業日におけるエクスボージャー変動額推計モデルによるエクスボージャー変動額の推計値})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

Σ Eは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引のエクスボージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

Σ Cは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他のこれに類する海外の取引の担保の額の合計額

(変更に係る留田)

第二百二十二条 [留]

2 [略]

3 第一項第三号に規定する場合にあっては、内部格付手法採用行は、前項の書面に記載する事項について金融庁長官の承認

(計算方法)

第二百二十二条 内部格付手法採用行は、エクスボージャー変動額推計モデルを用いる場合には、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引について、信用リスク削減手法適用後のエクスボージャー額を次の算式により算出するものとする。

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + (\text{算出基準日の前営業日におけるエクスボージャー変動額推計モデルによるエクスボージャー変動額の推計値})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引の信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

Σ Eは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引のエクスボージャーの額の合計額

Σ Cは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引の担保の額の合計額

(変更に係る留田)

第二百二十二条 [留]

2 [回上]

3 第一項第三号に規定する場合にあっては、内部格付手法採用行は、前項の書面に記載する事項について金融庁長官の承認

を得るまでの間は、エクスボージャー変動額推計モデルに代えて第八十二条に定めるところによりレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に係るエクスボージャーを算出するものとする。

〔条を削る。〕

(証券化エクスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則)

第二百四十六条

〔略〕

2 第四章第五節並びに第百三十二条第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行持株会社」と、第百条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、3—3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、3—2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を

を得るまでの間は、エクスボージャー変動額推計モデルに代えて第八十二条に定めるところによりレポ形式の取引及び信用取引に係るエクスボージャーを算出するものとする。

(その他資本市場取引への準用)

第二百二十三条の二 第二百十九条から前条までの規定は、そ他の資本市場取引のうち派生商品取引以外のものについて準用する。この場合において、第二百二十条第三項第二号及び第四項中「五営業日」とあるのは、「十営業日」と読み替えるものとする。

(証券化エクスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則)

第二百四十六条

〔同上〕

2 第四章第五節並びに第百三十二条第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行持株会社」と、第百条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、3—3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、3—2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を

含み、証券化目的導管体を除く」と、第一百九条中「エクスボージャーの残存期間」とあるのは「エクスボージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスボージャーに対して提供されている場合にあっては、残存期間が最も長い証券化エクスボージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第一百三十二条第一項中「前条の規定にかかると、内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「事業法人等向けエクスボージャー」とあるのは「証券化エクスボージャー」と、同条第四項及び第五項中「第一百三条」とあるのは「第一百三条、第一百六条」と読み替えるものとする。

〔3・4 略〕

含み、証券化目的導管体を除く」と、第一百九条中「エクスボージャーの残存期間」とあるのは「エクスボージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスボージャーに対して提供されている場合にあっては、残存期間が最も長い証券化エクスボージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第一百三十二条第一項中「前条の規定にかかると、内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「事業法人等向けエクスボージャー」とあるのは「証券化エクスボージャー」と、同条第四項及び第五項中「第一百三条から第一百七条まで」とあるのは「第一百三条、第一百六条、第一百七条」と読み替えるものとする。

〔3・4 同上〕

(貸付は日アーソルテイメントアーリベク押当権)

貸付回数の合計数 [壁]

海賊のSCVA_Cは、次の算式による算出やるが、監査

要件が、次の条件を満たす場合に適用される。

$$SCVA_C = \frac{1}{\alpha} \cdot RW_C \cdot \sum_{NS} M_{NS} \cdot EAD_{NS} \cdot DF_{NS}$$

α は、第五十七条第二項の規定によりカレント・エクスポート・ジャージー方式を用いる場合には一とし、SA—CCRを用いる場合及び第五十七条の三第一項の承認を受け期待エクスポート・ジャージー方式を用いる場合には一・四とする。ただし、同項の承認を受け期待エクスポート・ジャージー方式を用いて与信相当額を算出する場合であって、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴があるときは、当該特徴に応じたより保守的な α を用いるものとする。

RW_Cは、次項の表に定める値

M_{NS}の算出に当たっては、第一百三十六条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする」とあるのは、「一年に満たない場合は、一年とする」と読み替えるものとする。ただし、銀行持株会社が第五十七条の三第一項の承認を受けた場合には、M_{NS}は、第一百三十六条第一項の規定により算出される実効マチュリティとする。

EAD_{NS}は、ネットティング・セットの与信相当額であり、第五十七条第二項の規定によりカレント・エクスポート・ジャージー方

(貸付は日アーソルテイメントアーリベク押当権)

貸付回数の合計数 [壁]

海賊のSCVA_Cは、次の算式による算出やるが、監査

要件が、次の条件を満たす場合に適用される。

$$SCVA_C = \frac{1}{\alpha} \cdot RW_C \cdot \sum_{NS} M_{NS} \cdot EAD_{NS} \cdot DF_{NS}$$

α は、一・四。ただし、第五十七条の三第一項の承認を受け期待エクスポート・ジャージー方式を用いて与信相当額を算出する場合であって、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴があるときは、当該特徴に応じたより保守的な α を用いるものとする。

RW_Cは、次項の表に定める値

M_{NS}の算出に当たっては、第一百三十六条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする」とあるのは、「一年に満たない場合は、一年とする」と読み替えるものとする。ただし、銀行持株会社が第五十七条の三第一項の承認を受けた場合には、M_{NS}は、第一百三十六条第一項の規定により算出される実効マチュリティとする。

EAD_{NS}は、ネットティング・セットの与信相当額であり、第五十七条第二項の規定によりカレント・エクスポート・ジャージー方

式を用いる場合には第五十七条の四第一項の規定により算出される与信相当額（第四章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合にあっては、信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額）とし、S A—C C R を用いる場合には第五十七条の二第一項の規定により算出される与信相当額とし、第五十七条の三第一項の規定により算出される与信相当額とし、第五十七条の三第一項の規定により算出される与信相当額とする。ただし、これらの与信相当額に対し C V A の影響は、勘査しないものとする。 $D F_{NS}$ は、次の算式により算出する値。ただし、第五十七条の三第一項の承認を受けた銀行持株会社は一を用いる。

$$D F_{NS} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_{NS})}{0.05 \cdot M_{NS}}$$

3 前項の R W c は、次の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。ただし、適格格付機関が取引相手方に格付を付与していない場合には、内部格付手法採用行は、内部格付を適格格付機関が付与する格付に紐付けする限りにより判断された取引相手方の信用力に基づき、同表に定めたリスク・ウェイトを適用することができる。

取引相手方のセクター	取引相手方の信用力	
一 投資適格 (IG) (^ペ — ^ヤ _ハ ^ニ)	投 機 的 格 付 (HY) 及び無格付 (NR)	(^ペ — ^ヤ _ハ ^ニ)

式を用いる場合には第五十七条の四第一項の規定により算出される与信相当額（第四章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合にあっては、信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額）とし、S A—C C R を用いる場合には第五十七条の二第一項の規定により算出される与信相当額とし、第五十七条の三第一項の規定により算出される与信相当額とする。ただし、これらの与信相当額に対し C V A の影響は、勘査しないものとする。 $D F_{NS}$ は、次の算式により算出する値。ただし、第五十七条の三第一項の承認を受けた銀行持株会社は一を用いる。

$$D F_{NS} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_{NS})}{0.05 \cdot M_{NS}}$$

3 [回上]

取引相手方のセクター	取引相手方の信用力	
一 投資適格 (IG) (^ペ — ^ヤ _ハ ^ニ)	投 機 的 格 付 (HY) 及び無格付 (NR)	(^ペ — ^ヤ _ハ ^ニ)

〔監〕	〔監〕	〔監〕
地方自治体・政府機関 援護人（非金融） [※]	〔監〕	〔監〕
機関及び行政機関		

4

第1項のSNH_cは、次の算式による算出である。

$$SNH_c = \sum_{h \in C} \overline{r}_{hc} \cdot RW_h \cdot M_h^{SN} \cdot B_h^{SN} \cdot DF_h^{SN}$$

\overline{r}_{hc} は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める値（以下この節において同じ。）

取引相手方 c の単一の債務者を参考するクレジット・デフォルト・スワップによるヘッジ h	\overline{r}_{hc} の値 (パーセント)
〔略〕	

RW_hは、单一の債務者を参考するヘッジ取引 h のリスク・ウェイ特であり、前項の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイ特（以下この節において同じ。）

M_h^{SN}は、単一の債務者を参考するヘッジ取引 h の実効マチュアティ（以下この節において同じ。）

B_h^{SN}は、単一の債務者を参考するヘッジ取引 h の想定元本額（以下この節において同じ。）。なお、単一の債務者を参考するコンティングシェント・クレジット・デフォルト・スワップを用いる場合には、参考ポートフォリオ又は参照商品の市場価格を想定元本額とする。

〔回4〕	〔回4〕	〔回4〕
地方自治体・政府機関 援護人（非金融）及 び教科・行政機関	〔回4〕	〔回4〕
〔回4〕		

4

$$SNH_c = \sum_{h \in C} \overline{\gamma}_{hc} \cdot RW_h \cdot M_h^{SN} \cdot B_h^{SN} \cdot DF_h^{SN}$$

$\overline{\gamma}_{hc}$ は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める値（以下この節において同じ。）

取引相手方 c の単一の債務者を参考するクレジット・デフォルト・スワップによるヘッジ h	$\overline{\gamma}_{hc}$ の値 (パーセント)
〔同左〕	

RW_hは、单一の債務者を参考するヘッジ取引 h のリスク・ウェイ特であり、前項の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイ特（以下この節において同じ。）

M_h^{SN}は、単一の債務者を参考するヘッジ取引 h の実効マチュアティ（以下この節において同じ。）

B_h^{SN}は、单一の債務者を参考するヘッジ取引 h の想定元本額（以下この節において同じ。）。なお、単一の債務者を参考するコンティングシェント・クレジット・デフォルト・スワップを用いる場合には、参考ポートフォリオ又は参照商品の市場価格を想定元本額とする。

DF_h^{SN} は、デイスカウント・ファクターであり、次の算式により算出される値（以下この節において同じ。）

$$DF_h^{SN} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_h^{SN})}{0.05 \cdot M_h^{SN}}$$

〔5・6 略〕

7 第一項の HMA_c は、次の算式により算出するものとする。

$$HMA_c = \sum_{h \in C} \left(1 - \overline{r_{hc}^2}\right) \cdot (RW_h \cdot M_h^{SN} \cdot B_h^{SN} \cdot DF_h^{SN})^2$$

（金利リスクのバケットにおける感応度等）

第二百四十八条の四の十五 〔略〕

〔2～6 略〕

7 第一項に規定する金利に係るデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 γ_{kl} は、全ての通貨について○・五とする。

（外国為替リスクのバケットにおける感応度等）

第二百四十八条の四の十八 〔略〕

2 前項に規定する外国為替に係るデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 γ_{bc} は、全ての通貨について○・六とする。

（外国為替リスクのバケットにおける感応度等）

第二百四十八条の四の十八 〔同上〕

2 前項に規定する外國為替に係るデルタ・リスクのバケットとベガ・リスクのバケットとの間の相関係数 γ_{bc} は、全ての通貨について○・六とする。

（取引相手方のクレジット・スプレッドに係る感応度等）

第二百四十八条の四の二十一 〔同上〕

レッドに係るデルタ・リスクのバケットは、取引相手方のセクターの区分に応じ、次の表のとおりとする。ただし、取引

DF_h^{SN} は、デイスカウント・ファクターであり、次の算式により算出される値（以下この節において同じ。）

$$DF_h^{SN} = \frac{1 - \exp(-0.005 \cdot M_h^{SN})}{0.05 \cdot M_h^{SN}}$$

〔5・6 同上〕

7 〔同上〕

$$HMA_c = \sum_{h \in C} \left(1 - \overline{r_{hc}^2}\right) \cdot (RW_h \cdot M_h^{SN} \cdot B_h^{SN} \cdot DF_h^{SN})^2$$

（金利リスクのバケットにおける感応度等）

第二百四十八条の四の十五 〔同上〕

〔2～6 同上〕

7 第一項に規定する金利に係るデルタ・リスクのバケット及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 γ_{kl} は、全ての通貨について○・五とする。

（外国為替リスクのバケットにおける感応度等）

第二百四十八条の四の十八 〔同上〕

2 前項に規定する外國為替に係るデルタ・リスクのバケットとベガ・リスクのバケットとの間の相関係数 γ_{bc} は、全ての通貨について○・六とする。

（取引相手方のクレジット・スプレッドに係る感応度等）

第二百四十八条の四の二十一 〔同上〕

クターの区分に応じ、次の表のとおりとする。ただし、取引

相手方のクレジット・スプレッドに係るベガ・リスクについては、CVAリスク相当額の算出を要しないものとする。

バケット番号	取引相手方のセクター
1b)	地方自治体、政府支援法人（非金融）、教 育機関及び行政機関
2	〔略〕

（取引相手方に対するクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスク・ファクターの感応度等）

第二百四十八条の四の二十二 〔略〕

〔2～6 略〕

7 前項の場合において、次の各号に掲げる相関係数の値は、当該各号に定めるものとする。

一 〔略〕

二 相関係数 ρ_{name} 次のイからハまでに掲げる場合の区分

に応じ、当該イからハまでに定める値

イ 双方のインデックスの名称が同一であつて、双方のインデックスのシリーズが同一である場合 百パーセント

三 〔ロ・ハ 略〕

（参照先のクレジット・スプレッドに係るCVA感応度等）
第二百四十八条の四の二十三 参照先のクレジット・スプレッ

バケット番号	取引相手方のセクター
1b)	地方自治体、政府支援法人（非金融）及び 教育・行政機関
2	〔同上〕

（取引相手方に対するクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスク・ファクターの感応度等）

第二百四十八条の四の二十二 〔同上〕

〔2～6 同上〕

7 〔同上〕

一 〔同上〕
二 〔同上〕

イ 双方のインデックスの名称が同一であつて、双方のインデックスのシリーズ（インデックスの価格算出の対象期間をいう。）が同一である場合 百パーセント

三 〔ロ・ハ 同上〕

（参照先のクレジット・スプレッドに係るCVA感応度等）
第二百四十八条の四の二十三 〔同上〕

ドに係るデルタ・リスク及びベガ・リスクのバケットは、参考照先の信用力及びセクターの区分に応じ、次の表のとおりとする。

バケット番号	信用力	参照先のセクター
2 「略」	「略」	「略」
9 「略」	「略」	「略」
2 「行政機関」 「略」	「地方自治体、政府支援法人（非金融）」 「教育機関及び行政機関」 「略」	「地方自治体、政府支援法人（非金融）」 「教育機関及び行政機関」 「略」
2 「同上」	「同上」	「同上」

2 前項に規定する参考照先のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数²は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

「一・二 略」

(株式リスクのバケットに係るCVA感応度)

第二百四十八条の四の二十六 「略」

2 株式のデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数²は、バケット番号（前項の規定によ

バケット番号	信用力	参照先のセクター
2 「同上」	「同上」	「同上」
9 「同上」	「同上」	「同上」
2 「機関」 「同上」	「地方自治体、政府支援法人（非金融）及び教育・行政機関」 「同上」	「地方自治体、政府支援法人（非金融）及び教育・行政機関」 「同上」
2 「同上」	「同上」	「同上」

2 前項に規定する参考照先のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスクのバケットとベガ・リスクのバケットとの間の相関係数²は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

「一・二 同上」

(株式リスクのバケットに係るCVA感応度)

第二百四十八条の四の二十六 「同上」

2 株式のデルタ・リスクのバケットとベガ・リスクのバケッ

り分類したバケット番号をいう。次条第三項において同じ。）に応じ、次の表のとおりとする。

13	12	〔略〕	ト （表 に定 め る バ ケ ツ ト 番 号 値 は パ ー セ ン 〔略〕
〔略〕	〔略〕		〔略〕
零	零		11
〔略〕	〔略〕		12
〔略〕			13

(コモディティ・リスクのバケツト)

第二百四十八条の四の二十八

コモディティのデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 ρ_{bc} は、一方又は双方が前項の表のバケット番号 11 である場合にあつては零パーセントとし、それ以外の場合にあつては二十パーセントとする。

(マーケット・コンセンサスELGD)

第二百四十八条の四の三十三

前項の規定にかかるわらず、エクスポート・ジャード無担保のシニア債よりも優先する場合にあつては、同項に規定するマーケット・コンセンサス $E[GD]$ の値に必要な調整を加えたものを用いることができる。ただし、取引相手方が差し入れた担保によつて、エクスポート・ジャードの優先順位は変更されないものとする。

(マーケット・コンセンサスELGD)のバケツとの間の相関係数 γ_{bc} は、表のバケット番号11である場合にあし、それ以外の場合にあっては二十パ

13	12	〔同上〕	バケツト番号 (表に定める 値はパー セン)
〔同上〕	〔同上〕		〔同上〕
四十五	四十五		11
〔同上〕	〔同上〕		12
〔同上〕	〔同上〕		13

（エモディイティ・リスクのバケット）

第二百四十八条の四の二十八 「同上」

2 コモディイティのデルタ・リスクのバケットとベガ・リスクのバケットとの間の相関係数 $\rho_{\Delta \text{Vol}}$ は、一方又は双方が前項の表のバケット番号 11 である場合にあつては零パーセントとし、それ以外の場合にあつては二十パーセントとする。

（マークет・コンセンサスELGD）

第二百四十八条の四の三十三 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、エクスポージャーが無担保の債良債よりも優先する場合にあつては、同項に規定するマークет・コンセンサスELGDの値に必要な調整を加えたものを用いることができる。ただし、取引相手方が差し入れた担保によって、エクスポージャーの優先順位は変更されないものとする。

(マーケット・コンセンサスELGD)のバケツとの間の相関係数 γ_{bc} は、表のバケット番号11である場合にあし、それ以外の場合にあっては二十パ

二百四十八条の四の三十三

前項の規定にかかわらず、エクスポート・ジャパンが無担保の優良債よりも優先する場合にあつては、同項に規定するマーケット・コンセンサス^{EU}の値に必要な調整を加えたものを用いることができる。ただし、取引相手方が差し入れた担保によつて、エクスポート・ジャパンの優先順位は変更されないものとする。

り分類したバケット番号をいう。次条第三項において同じ。）に応じ、次の表のとおりとする。

(マーケット・リスク相当額の算出方式)

第二百四十九条の二 「略」

〔2〕5 略」

6 内部モデル方式採用行は、次に掲げる商品については、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

一 「略」

二 第十一条の三第三項第二号口又は第二十三条の三第三項第二号口に掲げる要件に該当し、かつ、マーケット・リスク相当額の算出対象となるファンドへの出資であつて、ルツクスルーができないもの

7 銀行持株会社は、第三項の規定により算出したマーケット・リスク相当額を金融庁長官に一月に一回報告するものとする。

(内部モデル方式に係る承認の申請)

第二百五十条の二 「略」

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 「一・三 略」

四 次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ参考となるべき事項を記載した書類

「イ・ロ 略」

ハ 第二百五十三条の五第四項に規定する実損益からマーケット・リスクに関する時価調整を控除する場合

二 「ト 略」

チ 第二百五十五条第三項第十八号に規定する簡素化した

(マーケット・リスク相当額の算出方式)

第二百四十九条の二 「同上」

〔2〕5 同上」

6 「同上」

一 「同上」

二 第十一条の三第三項第二号口に掲げる要件に該当し、かつ、マーケット・リスク相当額の算出対象となるファンドへの出資であつて、ルツクスルーができないもの

「項を加える。」

(内部モデル方式に係る承認の申請)

第二百五十条の二 「同上」

2 「同上」

一 「一・三 同上」

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

ハ 「ト 同上」

ト 第二百五十五条第三項第十七号に規定する簡素化した

モデルを使用する場合

リ 第二百五十五条第三項第十九号イに規定する市場価格に基づくPDを使用する場合

五 「略」

(内部モデル方式の一般的要件)

第二百五十条の六 内部モデル方式採用行は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

〔一～九 略〕

十 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクが、次に掲げる要件の全てを満たしたものであること。

イ 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクの指定が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

〔略〕

(2) 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスク

のマーケット・リスク相当額の合計額が銀行持株会社全体のマーケット・リスク相当額の十パーセント以上となつていることを四半期ごとに評価すること。

〔3〕・〔4〕 略

ロ 内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額の算出に当たつては、次に掲げる手順によること。

〔1〕・〔4〕 略

(5) リスク・ファクターのモデル化可能性テストを満たさないリスク・ファクターに対するマーケット・リスク相当額は、ストレス期待ショート・フォールを用いて算出すること。

〔十一～二十二 略〕

モデルを使用する場合

チ 第二百五十五条第三項第十八号イに規定する市場価格に基づくPDを使用する場合

五 「同上」

(内部モデル方式の一般的要件)

第二百五十条の六 「同上」

十 「同上」

イ 「同上」

〔一～九 同上〕

〔2〕 (1) 「同上」

(2) 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスク

のマーケット・リスク相当額が銀行持株会社全体のマーケット・リスク相当額の十パーセント以上となつていることを四半期ごとに評価すること。

〔3〕・〔4〕 同上

ロ 「同上」

〔1〕・〔4〕 同上

(5) リスク・ファクターのモデル化可能性テストを満たさないリスク・ファクターに対するマーケット・リスク相当額は、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールを用いて算出すること。

〔十一～二十二 同上〕

(リスク・ファクターの特定)

第二百五十二条 内部モデル方式のリスク・ファクターは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

〔一・二 略〕

三 期待ショート・フォール、市場混乱時を想定した期待ショート・フォール及びストレス期待ショート・フォールは、オプションその他の関連商品の非線形リスク、相関リスク及び関連するベーシス・リスクを含むこと。

〔四・七 略〕

八 内部モデル方式の株式リスクに関して、次に掲げる方法のいずれかにより、重要なポジションを有する株式市場に応するリスク・ファクターが特定されるものであること。この場合において、株式市場全体又は株式市場のセクターにおける個別銘柄のポジションの集中度を考慮するものとする。

〔九・十 略〕

(リスク・ファクターのリスク・バケットへの分類)
第二百五十二条の四 〔略〕

2 前項第一号に掲げる方法を用いる場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、金融庁長官の承認を受けるものとする。

〔一・二 略〕

〔3・6 略〕

(リスク・ファクターの特定)

第二百五十二条 「同上」

〔一・二 同上〕

三 期待ショート・フォール及び市場混乱時を想定した期待ショート・フォールは、オプションその他の関連商品の非線形リスク、相関リスク及び関連するベーシス・リスクを含むこと。

〔四・七 同上〕

八 内部モデル方式の株式リスクに関して、次に掲げる方法のいずれかにより、重要なポジションを有する株式市場に応するリスク・ファクターが特定されるものであること。

〔九・十 同上〕

(リスク・ファクターのリスク・バケットへの分類)

第二百五十二条の四 〔同上〕

2 前項第一号に掲げる方法を用いる場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

〔一・二 同上〕

〔3・6 同上〕

(リスク・ファクターのモデル化可能性テスト)

第二百五十二条の五 「略」

2 リスク・ファクターのモデル化可能性テストは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一・三 略」

四 内部モデル方式に用いるデータは、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

「イ・ロ 略」

ハ データ・ソースを更新するための業務手続が整備されており、かつ、データが月次の頻度で更新されていること(当該データが日次の頻度で更新可能なものである場合にあつては、当該データが日次の頻度で更新されること)。

「二・ヘ 略」

「五・六 略」

(全社的なバック・テスティングに係る要件)

第二百五十三条の二 「略」

「2・3 略」

4 全社的なバック・テスティングの結果は、次の表の上欄に掲げる超過回数の区分に応じ、同表の下欄に定めるバック・テスティングゾーン(グリーン・ゾーン)(モデルの品質及び精度に問題がないとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。)、アンバー・ゾーン(モデルに問題がある可能性が示唆されるが決定的でないとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。)又はレッド・ゾーン(モデル

(リスク・ファクターのモデル化可能性テスト)

第二百五十二条の五 「同上」

2 「同上」

「一・三 同上」

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ データ・ソースを更新するための業務手續が整備されており、かつ、データが月次の頻度で更新されていること。

「二・ヘ 同上」

「五・六 同上」

(全社的なバック・テスティングに係る要件)

第二百五十三条の二 「同上」

「2・3 同上」

(全社的なバック・テスティングに係る要件)

第二百五十三条の二 「同上」

「2・3 同上」

に問題がある可能性が非常に高いとする結果をいう。以下の項及び次項において同じ。) をいう。) に区分するものとする。

超過回数	乗数	バック・ティングゾーン
〔5～7 略〕	〔略〕	〔略〕
十以上	〔略〕	〔略〕

(バック・ティング及び損益要因分析テストに用いる損益)

第二百五十三条の五 〔略〕

4 実損益は、日次で更新できるかどうかにかかわらず、マーク・レット・リスクに関する時価調整を含むものとする。この場合において、金融庁長官の承認を受けたときは、当該マーケット・リスクに関する時価調整を控除することができる。

〔5～7 略〕

(損益要因分析テストの入力データの調整)

第二百五十三条の六 内部モデル方式採用行は、損益要因分析テストに使用する場合において、金融庁長官の承認を受けたときに限り、リスク理論損益のリスク・ファクターに係る入力データを仮想損益で用いる入力データに合わせるための調整（以下この条において「リスク理論損益調整」という。）を行うことができる。

超過回数	乗数	バック・ティングゾーン
〔5～7 同上〕	〔同上〕	〔同上〕
十以上	〔同上〕	〔同上〕

(バック・ティング及び損益要因分析テストに用いる損益)

第二百五十三条の五 〔同上〕

4 実損益は、マーケット・リスクに関する時価調整（日次で更新できないものを除く。）を含むものとする。

〔5～7 同上〕

(損益要因分析テストの入力データの調整)

第二百五十三条の六 内部モデル方式採用行は、損益要因分析テストに使用する場合に限り、リスク理論損益のリスク・ファクターに係る入力データを仮想損益で用いる入力データに合わせるための調整（以下この条において「リスク理論損益の入力データの調整」という。）を行うことができる。

「2～4 略」

「2～4 同上」

5 損益要因分析テストにおけるリスク理論損益の入力データの調整においては、次に掲げる調整を行わないものとする。

〔一・二 略〕

三 前項に規定する場合において算出されたパラメーターの調整

(損益要因分析テストの実施)

第二百五十三条の八 内部モデル方式採用行は、内部モデル方式を用いる各トレーディング・デスクに対し実施した損益要因分析テストの結果を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるゾーンに分類するものとする。

一 スピアマンの順位相関指標が○・八〇を超える場合、KS検定のテスト指標が○・〇九（P値にあつては、○・二六四）未満の場合 グリーン・ゾーン

二 スピアマンの順位相関指標が○・七〇未満の場合又はKS検定のテスト指標が○・一二（P値にあつては、○・〇五五）を超える場合 レッド・ゾーン

三 「略」

〔2・3 略〕

4 前項の規定により標準的方式を用いるものとされたトレーディング・デスクは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、内部モデル方式の使用を再開することができる。

一 「略」

二 直近十二月にわたって、各トレーディング・デスクに対するバック・テスティングの結果について第二百五十三条の三第四項に規定する超過が生じていないものであること

(損益要因分析テストの実施)
第二百五十三条の八
「同上」

一 スピアマンの順位相関指標が○・八〇を超える場合、KS

検定のテスト指標が○・〇九（P値にあつては、○・二六四）未満の場合 グリーン・ゾーン

二 スピアマンの順位相関指標が○・七未満であつて、かつKS検定のテスト指標が○・一二（P値にあつては、○・〇五五）を超える場合 レッド・ゾーン

三 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 直近十二月にわたって、各トレーディング・デスクのバ

ック・テスティングの結果が第二百五十三条の二第四項に規定するグリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類さ

。

6 5
〔略〕

損益要因分析テストの結果がアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、グリーン・ゾーンに分類するものとする。

一 「略」

一直近十二月にわたって、各トレーディング・デスクに対するバック・テスティングの結果について第二百五十三条の三第四項に規定する超過が生じていないものであること。

(バック・テスティング及び損益要因分析テストの結果に係る届出)

第二百五十三条の九 内部モデル方式採用行は、トレーディング・デスクが次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を記載した届出書に原因及び対処方針を記載した書類を添付して金融庁長官に提出するものとする。

一 「略」

二 各トレーディング・デスクに対するバック・テスティン

グの結果について第二百五十三条の三第四項に規定する超

過が生じた場合

三 「略」

(期待ショート・フォール算出に係る流動性ホライズンの勘案)

第二百五十四条の二 「略」

2 「略」

れるものであること。

6 5
〔同上〕

(バック・テスティング及び損益要因分析テストの結果に係る届出)

第二百五十三条の九
〔同上〕

(バック・テスティング及び損益要因分析テストの結果に係

る届出)

第二百五十三条の九
〔同上〕

二 第二百五十三条の三に規定する各トレーディング・デス

クに対するバック・テスティングにおいて、アンバー・ゾ

ーン又はレッド・ゾーンに分類された場合

三 「同上」

(期待ショート・フォール算出に係る流動性ホライズンの勘案)

第二百五十四条の二 「同上」

2 「同上」

流動性ホライズンは、次の表の上欄に掲げるリスク・クラス及び中欄に掲げるリスク・ファクター・カテゴリーの区分に応じ、同表の下欄に定める期間とする。ただし、内部モデル方式採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合は、当該期間よりも長い期間を設定することができる。この場合において、当該期間よりも長い期間は、二十日、四十日、六十日又は百二十日とするものとする。

〔表略〕

（注1） 〔略〕

（注2） 特定通貨ペアとは、特定通貨、スイス通貨（CHF）

）、メキシコ通貨（MXN）、中華人民共和国通貨（CNY）、ニュージーランド通貨（NZD）、ロシア通貨（

（RUB）、中華人民共和国（香港特別行政区）通貨（HKD）、シンガポール通貨（SGD）、トルコ通貨（TRY）、大韓民国通貨（KRW）、南アフリカ共和国通

貨（ZAR）、インド通貨（INR）、ノルウェー通貨（NOK）及びブラジル通貨（BRL）のうち二の通貨の組合せによる合せによる通貨ペアをいう。

4
〔略〕

（市場混乱時を想定した期待ショート・フォールの算出）

第二百五十四条の三 内部モデル方式採用行は、内部モデル式を用いる全てのトレーディング・デスクに対して、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額を次の算式により算出するものとする。

（注1） 特定通貨ペアとは、特定通貨の組合せによる通貨ペアとする。

4
〔同上〕

（市場混乱時を想定した期待ショート・フォールの算出）

第二百五十四条の三 〔同上〕

$$ES = ES_{R,S} \times \max\left(\frac{ES_{F,C}}{ES_{R,C}}, 1\right)$$

ES は、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$ES_{R,S}$ は、低減したリスク・ファクターについて、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$ES_{R,C}$ は、低減したリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$ES_{F,C}$ は、全てのリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

海嘯の想定による算出額は、次に掲げる取引の金額を想定した場合の想定による算出額。

1 低減したリスク・ファクターが次に掲げる取引の金額を想定した場合の想定による算出額。

2 [図4]

1 [図4]

海嘯の想定による算出額は、次に掲げる取引の金額を想定した場合の想定による算出額。

イ [図4]

ロ 低減したリスク・ファクターの期待ショート・フォールを全てのリスク・ファクターに基づく期待ショート・フォールで除して得た割合に係る直近十一週間の平均値が七十五ペーセンツ以上である。[1]～[6] 略

[3～7 監]

$$ES = ES_{R,S} \times \frac{\overline{ES_{F,C}}}{\overline{ES_{R,C}}}$$

ES は、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$ES_{R,S}$ は、低減したリスク・ファクターについて、市場混乱時を想定した期待ショート・フォール

$ES_{R,C}$ は、低減したリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$ES_{F,C}$ は、全てのリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

海嘯の想定による算出額は、次に掲げる取引の金額を想定した場合の想定による算出額。

1 [図4]

2 [図4]

1 [図4]

イ [図4]

ロ 低減したリスク・ファクターの期待ショート・フォールが直近十一週間にわたって観測された金額のリスク・ファクターに基づく期待ショート・フォールの平均値の七十五ペーセンツ以上である。[1]～[6] 略

[3～7 図4]

(中略) 低減したリスク・ファクターに基づくマーケット

(中略) 低減したリスク・ファクターに基づくマーケット

・リスク相当額)

第二百五十四条の五

「略」

・リスク相当額)

第二百五十四条の五

「同上」

4|| 「2・3 略」
第二項のモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額の算出に用いる流動性ホライズンとは、第二百五十四条の二第三項の表の上欄に掲げるリスク・クラス及び中欄に掲げるリスク・ファクター・カテゴリーの区分に応じ、同表の下欄に定める期間（当該期間が二十日未満の場合にあっては、二十日）とする。

5||

金融庁長官は、市場の流動性の低下を適切に反映させることが妥当と判断した場合には、前項の流動性ホライズンをより長い期間にすることを求めることができる。

6|| 内部モデル方式採用行は、第二項の算式中の信用スプレッドの個別リスクと株式の個別リスクとの合計において、その相関係数を零とすることができる。この場合において、内部モデル方式採用行は、その妥当性を示す文書を作成し、当該文書について金融庁長官の求めに応じて提出できるよう準備するものとする。

「項を加える。」
「項を加える。」

(デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

第二百五十五条 「略」

2 「略」

DRCモデルは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一～七 略」

八|| 「一～七 略」
DRCモデルには、評価日時点の評価損益に加え、デフォルト時に生ずる損失を考慮すること。

(デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

第二百五十五条 「同上」

3 2 「同上」

「同上」

「同上」

(デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

第二百五十五条 「同上」

3 2 「同上」

「同上」

「一～七 同上」
「号を加える。」

・リスク相当額)

第二百五十四条の五

「略」

・リスク相当額)
第二百五十四条の五
「2・3 同上」
「項を加える。」

「同上」

九　〔略〕

十　モデルが想定する損失額に、景気循環の影響が反映され
ていること。

十一～十三　〔略〕

十四　異なる債務者等の間のデフォルトの相関は、次に掲げ
る要件の全てを満たすこと。

イ　〔略〕

ロ　自己のポートフォリオに係る相関のモデル化の手法及
び全般的なリスク・ファクターの選択の適切性を検証す
ること。この場合において、内部モデル方式採用行は、
当該手法に係る文書を作成すること。

ハ　相関は一年以上の保有期間を想定すること。

二　〔略〕

十五～十八　〔略〕

十九　モデルに投入するPDは、〇・〇三パーセントを下限と
し、信用リスクに係る内部格付手法に使用する推計値が存
在する場合には当該推計値を用い、当該推計値が存在しな
い場合には次に掲げる要件の全てを満たすPDを算出するこ
と。ただし、当該推計値が存在しない場合において、第三
十四条から第三十六条まで及び第三十八条第三項の規定に
よりリスク・ウェイトを零パーセントとすることが認めら
れるエクスポートージャーについては、当該下限を適用しない
ことができる。

イ　〔略〕

ロ　観測した過去のデフォルト実績に基づくPDを使用する
こと。ただし、内部モデル方式採用行は、過去のデフォル
ト実績に基づくPDを使用する

八　〔同上〕

九　モデルが想定する損失額に、景気循環の影響が反映され
ていること。この場合において、当該損失額には、現在認
識している評価損を含めないこと。

十～十二　〔同上〕

十三　〔同上〕

イ　〔同上〕

ロ　自己のポートフォリオに係る相関のモデル化の手法及
び全般的なリスク・ファクターの選択の適切性を検証す
ること。

ハ　〔号の細分を加える。〕

一四～十七　〔同上〕

一八　〔同上〕

イ　〔同上〕

ロ　観測した過去のデフォルト実績に基づくPDを使用する
こと。

ルト実績に基づくPDと乖離していないことを疎明できる場合には、理論値に基づくPDを使用することができる。

〔ハ・ニ 略〕

〔ハ・ニ〕 〔略〕

〔略〕

〔ハ・ニ〕 〔略〕

〔ハ・ニ 同上〕
〔十九・二十一 同上〕

4 内部モデル方式採用行は、DRCモデルについて、ストレス・テスト、感応度分析、シナリオ分析その他これらに類する手法により評価するものとする。この場合において、内部モデル方式採用行は、過去の経験から得られた事象その他の事象を想定した検証を実施するものとする。

〔略〕

〔ハ・ニ 同上〕
〔項を加える。〕

5 内部モデル方式採用行は、DRCモデルについて、ストレス・テスト、感応度分析、シナリオ分析その他これらに類する手法により評価するものとする。この場合において、内部モデル方式採用行は、過去の経験から得られた事象その他の事象を想定した検証を実施するものとする。

6 内部モデル方式採用行は、DRCモデルの検証について、具体的な検証手続を整備するものとする。

7 内部モデル方式採用行は、DRCモデルを使用してマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクは、期待ショート・フォール又はストレス期待ショート・フォールを用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

(デルタ・リスク及びベガ・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

〔二百六十条の二〕 〔略〕
〔ハ・ニ 同上〕
〔項を加える。〕

5 内部モデル方式採用行は、DRCモデルについて、ストレス・テスト、感応度分析、シナリオ分析その他これらに類する手法により評価するものとする。

6 内部モデル方式採用行は、DRCモデルの検証について、具体的な検証手続を整備するものとする。

7 内部モデル方式採用行は、DRCモデルを使用してマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクは、期待ショート・フォール又はストレス期待ショート・フォールを用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

(デルタ・リスク及びベガ・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

〔二百六十条の二〕 〔同上〕
〔ハ・ニ 同上〕
〔項を加える。〕

8 内部モデル方式採用行は、DRCモデルを使用してマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクは、期待ショート・フォール又はストレス期待ショート・フォールを用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

(デルタ・リスク及びベガ・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

〔二百六十条の二〕 〔略〕
〔ハ・ニ 同上〕
〔項を加える。〕

5 各リスク・クラスにおけるマーケット・リスク相当額は、次の算式により算出するものとする。

各リスク・クラスにおけるデルタ・リスク及びベガ・リスクに対する各マーケット・リスク相当額

$$= \sqrt{\sum_b K_b^2 + \sum_b \sum_{c \neq b} \gamma_{bc} S_b S_c}$$

$$S_b = \sum_k W S_k$$

$$S_c = \sum_k W S_k$$

γ_{bc} は、バケット b と c の間の相関係数

S_b は、リスク加重後の感応度 $W S_b$ のバケット b の合計額
 S_c は、リスク加重後の感応度 $W S_c$ のバケット c の合計額
 [6・7 監]

(「ルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーブチャート・リスクに対するリスク・ファクター）

第二百六十一条 一般金利リスクに対するリスク・ファクター
 は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定め
 るところにより設定するものとする。

1 「略」

11 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設
 定する。」。

〔イ～ベ 略〕

〔イ～ベ 略〕
 一般金利リスクについて債券からの決定される感応度に
 スワップ・カーブを適用する場合には、信用スプレッド
 ・リスク・クラスにおいて債券カーブとクレジット・デ
 フォルト・スワップ・カーブとの間のベーシス・リスク
 を捕捉すること。

三 カーベチヤー・リスク 次に掲げる要件の全てを満たす

$$= \sqrt{\sum_b K_b^2 + \sum_b \sum_{c \neq b} \gamma_{bc} S_b S_c}$$

$$S_b = \sum_k W S_k$$

$$S_c = \sum_k W S_k$$

γ_{bc} は、バケット b と c の間の相関係数

S_b は、リスク加重後の感応度 $W S_b$ のバケット b の合計額
 S_c は、リスク加重後の感応度 $W S_c$ のバケット c の合計額
 [6・7 回上]

(「ルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーブチャート・リスク
 对するリスク・ファクター）

第二百六十一条 [回上]

1 「回上」
 11 「回上」

〔イ～ベ 回上〕

〔イ～ベ 回上〕
 [号の細分を加えね。]

11 「回上」

よう~~に~~設定すること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 一般金利リスクについて債券から決定される感応度に
スワップ・カーブを適用する場合には、信用スプレッド
・リスク・クラスにおいて債券カーブとクレジット・デ
フォルト・スワップ・カーブとの間のベーシス・リスク
を捕捉すること。

〔2・3 略〕

4 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクに対す
るリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に
応じ、当該各号（インプライド・ボラティリティを取得でき
ないトランシェにあつては、第二号を除く。）に定めるところ
により設定するものとする。

〔1～3 略〕

〔5～7 略〕

（非証券化商品のグロスのJTDリスク・ポジション）
第二百六十七条 非証券化商品に係るグロスのJTDリスク・ポ
ジションは、次に定めるところにより算出するものとする。

- 一 「略」
- 二 前号の算式中想定元本又はP&Lの符号は、次のイ又はロ
に掲げる変数の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものと
する。

イ 「略」

ロ P&L 評価益の場合にあつては正の値、評価損の場合
にあつては負の値

〔三～六 略〕

〔イ・ロ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔2・3 同上〕

4 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクに対す
るリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に
応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

〔1～3 同上〕

〔5～7 同上〕

（非証券化商品のグロスのJTDリスク・ポジション）
第二百六十七条 非証券化商品のグロスのJTDリスク・ポジション

- 一 「同上」
- 二 「同上」

イ 「同上」

ロ P&L ロング・ポジションの場合にあつては負の値、
ショート・ポジションの場合にあつては正の値

〔三～六 同上〕

(非証券化商品のネットJTD額)

第二百六十七条の二 「略」

4||「2・3 略」

前三項の規定により算出された債務者ごとのネットJTD額が正の値となつた場合はこれをロング・ポジションとなつているネットJTDリスク・ポジションとし、当該ネットJTD額が負の値となつた場合はこれをショート・ポジションとなつているネットJTDリスク・ポジションとする。

(非証券化商品のネットJTD額)

第二百六十七条の二 「同上」

「2・3 同上」

「項を加える。」

(B I Cの算出方法)

第二百八十三条 【略】

2 【略】

3 第一項の「B Iの額に応じて定める掛目」とは、次の各号に掲げるB Iの額の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- | | |
|------------------------|---------|
| 一 千億円以下の額 | 十二パーセント |
| 二 千億円を超えており、かつ、三兆円以下の額 | 十五パーセント |
| 三 【略】 | |
| 4 【略】 | |

(I L Mの算出方法)

第二百八十四条 I L Mの値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

一 B Iの額が千億円を超えており、かつ、第二百八十八条第一号に定める基準を満たす場合 直近十年間の内部損失データのうち、特殊損失（第二百九十五条の規定により除外することができる損失をいう。以下この章において同じ。）を除く二百万円を超える全てのネット損失（同号トに規定するネットの損失をいう。）を用いて算出した直近十年間のオペレーション・リスク損失の年間平均額に十五を乗じて得た額（以下この号において「損失実績」とい。）を用いて、次の算式により算出する方法

$$ILM = \ln \left(\exp(1) - 1 + \left(\frac{LC}{BIC} \right)^{0.8} \right)$$

ILMは、内部損失乗数

(B I Cの算出方法)

第二百八十三条 【同上】

2 【同上】

3 【同上】

一 千億円以下の額 十二パーセント

二 千億円を超えており、かつ、三兆円以下の額 十五パーセント

- | | |
|--------|--|
| 三 【同上】 | |
| 4 【同上】 | |

(I L Mの算出方法)

第二百八十四条 【同上】

一 B Iの額が一千億円を超えており、かつ、第二百八十八条第一号に定める基準を満たす場合 直近十年間の内部損失データのうち、特殊損失（第二百九十五条の規定により除外することができる損失をいう。以下この章において同じ。）を除く二百万円を超える全てのネット損失（同号トに規定するネットの損失をいう。）を用いて算出した直近十年間のオペレーション・リスク損失の年間平均額に十五を乗じて得た額（以下この号において「損失実績」とい。）を用いて、次の算式により算出する方法

$$ILM = \ln \left(\exp(1) - 1 + \left(\frac{LC}{BIC} \right)^{0.8} \right)$$

ILMは、内部損失乗数

$\ln(x)$ は、 x の自然対数

$\exp(x)$ は、自然対数の底を x 乗した値

LCI は、損失実績

BIC は、事業規模要素

二 BIの額が千億円以下であり、かつ、第二百八十八条第一号に定める基準を満たす場合 イ又はロに掲げる方法

〔イ・ロ 略〕

三 BIの額が一千億円以下であり、かつ、第二百八十八条第一号に定める基準を満たさない場合 ILMの値に一を用いる方法

四 BIの額が千億円を超えており、かつ、第二百八十八条第一号に定める基準を満たさない場合 ILMの値に保守的な見積値（ILMについて一を下限として保守的に見積もった値をいう。以下同じ。）を用いる方法

〔略〕

2

$\ln(x)$ は、 x の自然対数

$\exp(x)$ は、自然対数の底を x 乗した値

LCI は、損失実績

BIC は、事業規模要素

二 BIの額が一千億円以下であり、かつ、第二百八十八条第一号に定める基準を満たす場合 イ又はロに掲げる方法

〔イ・ロ 同上〕

三 BIの額が一千億円以下であり、かつ、第二百八十八条第一号に定める基準を満たさない場合 ILMの値に一を用いる方法

四 BIの額が一千億円を超えており、かつ、第二百八十八条第一号に定める基準を満たさない場合 ILMの値に保守的な見積値（ILMについて一を下限として保守的に見積もった値をいう。以下同じ。）を用いる方法

〔同上〕

2

附
則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用行になる銀行持株会社並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用行になる銀行持株会社であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで旧告示により連結自己資本比率を計算している銀行持株会社及び平成二十年三月三十日に先進的計測手法採用行になる銀行持株会社は、新告示第十三条及び第二十五条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合は、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を連結自己資本比率の算式の分母に加えなければならない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用行になる銀行持株会社又は先進的内部格付手法採用行になる銀行持株会社のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行になる銀行持株会社に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十三条及び第二十五条の規定の適用を受けるものとする。

期	間	率
平成十九年三月三十一日以後一年間	九十五パーセント	
平成二十年三月三十一日以後一年間	九十パーセント	

平成二十一年三月三十一日以後一年間 八十パーセント

2

前項本文に規定する銀行持株会社以外の銀行持株会社及び同項ただし書に規定する銀行持株会社は、新告示第十三条及び第二十五条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

期	間	率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を得た日以後一年間	九十パーセント	

3 前二項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる連結自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十三条第六項及び第二十五条第六項に規定する新所要自己資本の額をいう。

連結自己資本比率	所要自己資本の額
国際統一基準の連結自己資本比率	旧告示第一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、旧告示第四条第一項に掲げるのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無

（移行期間中におけるその他の経過措置）
第十二条 居住用不動産向けエクスボージャーの信用リスク・

4 新告示第十三条第一項第二号及び第二項第二号並びに第二十五条第一項第二号及び第二項第二号並びに第一項の表の平成二十一年三月三十一日以後一年間の項及び第二項の表の内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

国内基準の連結自己資本比率	旧告示第十一条の算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、旧告示第十三条第一項に掲げるのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第十三条第三項及び第十五条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額
---------------	---

アセットの額を算出する場合における新告示第百九十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2 基礎的内部格付手法について、新告示第百九十二条第四項中「五年以上の観測期間」とあるのは、平成十九年三月三十日以後一年間は「二年以上の観測期間」と、平成二十年三月三十一日以後一年間は「三年以上の観測期間」と、平成二十一年三月三十一日以後一年間は、「四年以上の観測期間」とする。

3 新告示第百九十二条第二項、第百九十六条及び第二百五条中「五年以上の観測期間」とあるのは、平成十九年三月三十日以後一年間は「二年以上の観測期間」と、平成二十年三月三十一日以後一年間は「三年以上の観測期間」と、平成二十一年三月三十一日以後一年間は「四年以上の観測期間」とする。

4 平成十九年三月三十一日以後三年間において内部格付手法を採用しようとする銀行持株会社に関する新告示第二百二十二条の規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

一 銀行持株会社が平成十九年三月三十一日前に内部格付手法の採用について承認を申請する場合において、新告示第二百二十二条第一号及び第二号中「当該承認に先立つて三年以上にわたり」とあるのは「承認の申請をする日に」とす

二 銀行持株会社が平成十九年三月三十一日以後に内部格付手法の採用について承認を申請する銀行持株会社の場合において、新告示第百二十二条第一号及び第二号中「当該承認に先立つて三年以上にわたり」とあるのは「平成十九年三月三十一日以後」とする。

(抵当権付住宅ローンに関する経過措置)

第十七条 標準的手法採用行が平成十九年三月三十一日において保有する既存の住宅ローンについて新告示第四十七条の規定を適用する場合にあっては、同条第二号中「抵当権により完全に保全されていること」とあるのは、「住宅ローンの実行時において抵当権により完全に保全されていること」とすることができる。

第十七条

削除

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。